

# 2021 年度運輸安全マネジメントの取り組みについて

## 1 輸送の安全に関する基本的な方針

当社は、法令に基づいた「運輸安全マネジメント」を確実に実施し、全社員が一体となって常に輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。

- (1) 経営幹部は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に対し、「輸送の安全の確保が最も重要である」との意識を徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の確保と安全性の向上に努めます。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

## 2 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- (1) 法令遵守を徹底し、重大事故（責任事故）を発生させない  
→ 当社として再発防止を図るべき重大な事故は 2020 年度に死傷事故 1 件、車内事故 1 件が発生しました
- (2) 自社整備による確実な車両点検により、車両に起因する重大な事象を発生させない  
→ 車両に起因する重大な事故は、発生しておりません
- (3) 上記以外の軽微な事象や故障についても着実に減少させる  
→ 2020 年度は 12 件（2019 年 12 件）発生しました
- (4) 安全研修センターにおける研修のさらなる充実を図る  
→ 指導運転士への指導研修を開始したほか、高速路線バス運行を委託しているバス会社に対して安全運転研修を実施しました
- (5) 乗務員の過労防止や健康管理に引き続き万全を期す  
→ 社員の健康診断結果にもとづいた個人指導による健康管理のほか、乗務前の点呼において乗務員の体温・血圧・脈拍を測定するなど、乗務時の体調管理体制を整えました

## 3 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（2020 年度）

（事故類型別の事故件数）

該 当 項 目		100 万 <sup>キロ</sup> 当り件数（総件数）
有責運転事故	死 傷	0.05 件（1 件）
	車 内	0.05 件（1 件）
車 両 故 障		0.60 件（12 件）※1

※1 代替車又は後続便等で輸送を継続

当社は 2020 年度に、輸送の安全確保命令、業務改善命令及びその他行政処分等

は受けておりません。

#### 4 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

##### ○2020 年度に講じた措置

当社は「バス事業における経営の根幹は『安全』である」との認識に立ち、安全性向上のための取り組みを継続して推進しています。

また、2020 年度は、向こう 4 年間の安全に関する具体的な実行計画をまとめた「第四次中期安全計画」の初年度として計画に基づき取り組みました。

- (1) 指導運転士の指導内容の画一化に向け、指導マニュアルを充実させたほか、安全研修センターにおいて全支店の指導運転士向けの研修会を開催し、指導運転士を核とした乗務員教育の強化に努めました。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキをはじめとする安全運転支援装置が標準装備されたダブルデッカー車を増備し、夜行・長距離運行時の安全性を強化しました。
- (3) ヒューマンファクターの視点に基づいた事故や故障の原因究明をさらに深度化させるとともに基本動作、指差喚呼の確実な実行による再発防止と未然防止に努めました。
- (4) 過去の事故を風化させないため、新たに「自転車やり過ぎ3原則」を策定し、乗務員の安全意識と運転技能の向上に努めます。また、全乗務員を対象とした実技研修及び危険予知トレーニングにも継続して取り組みました。
- (5) 冬期の安全運行確保を目的とし事前に危険個所を周知し、またタイヤチェーン着脱方法等の習熟のためタイヤチェーン着脱訓練を実施しました。
- (6) 事故や災害、バスジャックなど、「いざ」という時に迅速で的確な初動対応がとれるよう、運行中の異常事態を想定した訓練を今年度も継続して実施します。また、すでに導入された全高速車の通信型ドライブレコーダーの映像を有効活用し、運行中の乗務員の癖等を把握し指導してまいりました。
- (7) 部品（車輪）脱落や車両火災等の重大事象をはじめとする車両故障の防止を図るため自社の整備士に向けた整備講習会等を積極的に行い、整備士の安全意識を一層向上させました。
- (8) 社員の健康状態について、健康診断後の加療状況を含めてきめ細やかにフォローし、サポートできるよう、日頃の「声かけ」や個人面談の取り組みを継続した他、今年度も人間ドック費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助等、当社独自の補助制度について広く周知し、引き続き、受診を慫慂することで、社員の健康増進と健康管理に対する意識の高揚を図りました。
- (9) 安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視（リモート等）、総点検を引き続き定期的に行い、法令の遵守状況やP D C Aサイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図ることにより、現状の問題点の把握と改善につなげました。また、過労防止基準については、国の基準よりも厳しい当社の独自基準を設定しており、その遵守状況の点検を重点的に実施しました。
- (10) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を継続して実施しました。また、毎月開催している「安全推進委員会」などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行いました。
- (11) 全ての支店および営業所に IT 点呼支援システムを導入することで、ヒューマンエラーによる点呼執行漏れを防ぐ厳正な点呼体制を構築し、併せて「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の健康状態を確実に把握するため機器と連携し、健康状態に起因する事故の防止体制を構築しました。

##### ○2021 年度に輸送の安全のために講じる措置（計画）

2021年度は「第四次中期安全計画」の策定から2年目であり、計画内容を着実に実行するとともに、2019・2020年度の取り組み内容の更なる充実と発展に全力で取り組みます。

- (1) 全社で統一された方法で指導するための教育体制を構築します。統一方法の策定および指導運転士の指導は安全研修センターが担当します。
- (2) 衝突被害軽減ブレーキをはじめとする安全運転支援装置が標準装備された車両を導入しています。特にハイデッカー車・一般路線車については、一昨年度より乗務員異常時の安全性確保のため新たにEDSSを装備した車両を導入しており今後も導入を推進します。EDSSはお客様のご協力により有効となる装置であることから、お客様への装置のご説明とご理解を頂く活動も積極的に行っています。
- (3) 通信型ドライブレコーダーを活用した添乗指導を重点的に実施し、一人ひとりの運転姿勢、基本動作、運転特性等の指導・教育を徹底し、ヒューマンファクターの視点に基づいた事故や故障の原因究明をさらに深度化させ、指差喚呼の確実な実行による再発防止と未然防止に取り組みます。
- (4) 過去の事故から策定した「自転車やり過ごし3原則」を徹底し、また車内事故防止に向けて、乗務員の安全意識と運転技能の向上に努め、全乗務員を対象とした実技研修及び危険予知トレーニングにも継続して取り組むことで事故を風化させません。
- (5) 事故や災害、バスジャックなど、「いざ」という時に迅速で的確な初動対応がとれるよう、運行中の異常事態を想定した訓練を今年度も継続して実施します。また、高速車に通信型ドライブレコーダーを導入し、運行途中に発生する様々な事態にも、迅速かつ効果的に乗務員支援を図ります。
- (7) 部品（車輪）脱落や車両火災等の重大事象をはじめとする車両故障を継続して防止するため、過去の車両故障等の対策から定めた社内規定「車両整備業務に関する作業標準」に基づいた整備要領等の教育・訓練を積極的に実施します。
- (8) 社員の健康状態について、健康診断後の加療状況を含めてきめ細やかにフォローし、サポートできるよう、日頃の「声かけ」や個人面談の取り組みを継続して行います。また、人間ドック費用補助や循環器疾患に関する検査費用補助等、当社独自の補助制度について広く周知し、引き続き、受診を慫慂することで、社員の健康増進と健康管理に対する意識の高揚を図ります。
- (9) 継続して、安全統括管理者及び本社経営幹部による職場巡視（リモート等）、総点検を引き続き定期的に行い、法令の遵守状況やPDCAサイクルの円滑な運用状況等の点検はもとより、現業機関社員と積極的なコミュニケーションを図ることにより、現状の問題点の把握と改善につなげます。また、過労防止基準については、国の基準よりも厳しい当社の独自基準を設定しており、その遵守状況の点検を重点的に実施します。
- (10) 管理の受委託について、受委託関係にある会社間で開催している「安全推進会議」を継続して実施します。また、毎月開催している「安全推進委員会」などを通じ、グループ会社とも引き続き緊密に連携して安全に関する取り組みを行います。

## 5 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

- (1) 当社における輸送の安全に関する情報の伝達体制の概略図は別紙のとおりです。（別紙1参照）
- (2) 事故・災害等に対する異常時対策本部組織図は別紙のとおりです。（別紙2参照）

## 6 輸送の安全に関する教育・研修の実施状況及び計画

- (1) 本社経営幹部と現場第一線社員との意見交換  
乗務員研修時や年2回の安全総点検時をはじめ、支店における安全推進会議、飲酒運転防止特別会議、指導運転士会議等リモートを有効活用し、随時本社経営幹部が

現場第一線社員及び支店長等との意見交換を実施しています。

(2) 運行管理者・整備管理者及びその補助者への教育

年1回、全ての運行管理者・整備管理者に対する当社独自の研修を行い、関係規程の遵守・点呼執行業務の重要性等について指導を徹底しています。また、その補助者についても同様の教育を行っています。

(3) 乗務員への教育

- ・全ての乗務員に対し国土交通省告示に基づく安全運転意識の徹底の教育を実施しています。
- ・当社の安全研修センターにおいて、新規採用の乗務員を対象とした新任乗務員研修を行っています。また、全ての乗務員は3年毎に1回、安全研修センターでの定期研修と運転適性診断を受講しています。なお、訓練では訓練専用車を使用し、各種の走行データに基づく指導を行っています。
- ・冬季のスリップ事故防止を目的としたチェーン脱着訓練等、運行中の異常事態への適切な対処を目的とした訓練を定期的実施しています。また、環境保護の観点から、訓練専用車のデータを用いたエコドライブ教育も行っています。

(4) グループ会社との意見交換

当社のグループ会社であるジェイアールバステック株式会社は当社が毎月開催している安全推進委員会に出席し、相互に安全意識の共有・向上に努めています。

## 7 輸送の安全に関する内部監査結果

当社は安全管理規程に基づき、夏期（7/17～8/31）及び年末年始（12/10～1/10）の安全総点検期間中に、全支店を対象に自主安全点検を実施し、報告を求めました。特に、道路運送法等、法令を遵守した業務を行っているか、また、運輸安全マネジメントを確実に実行しているか、について重点的に監査を実施し、業務執行状況が適正であることを確認しています。

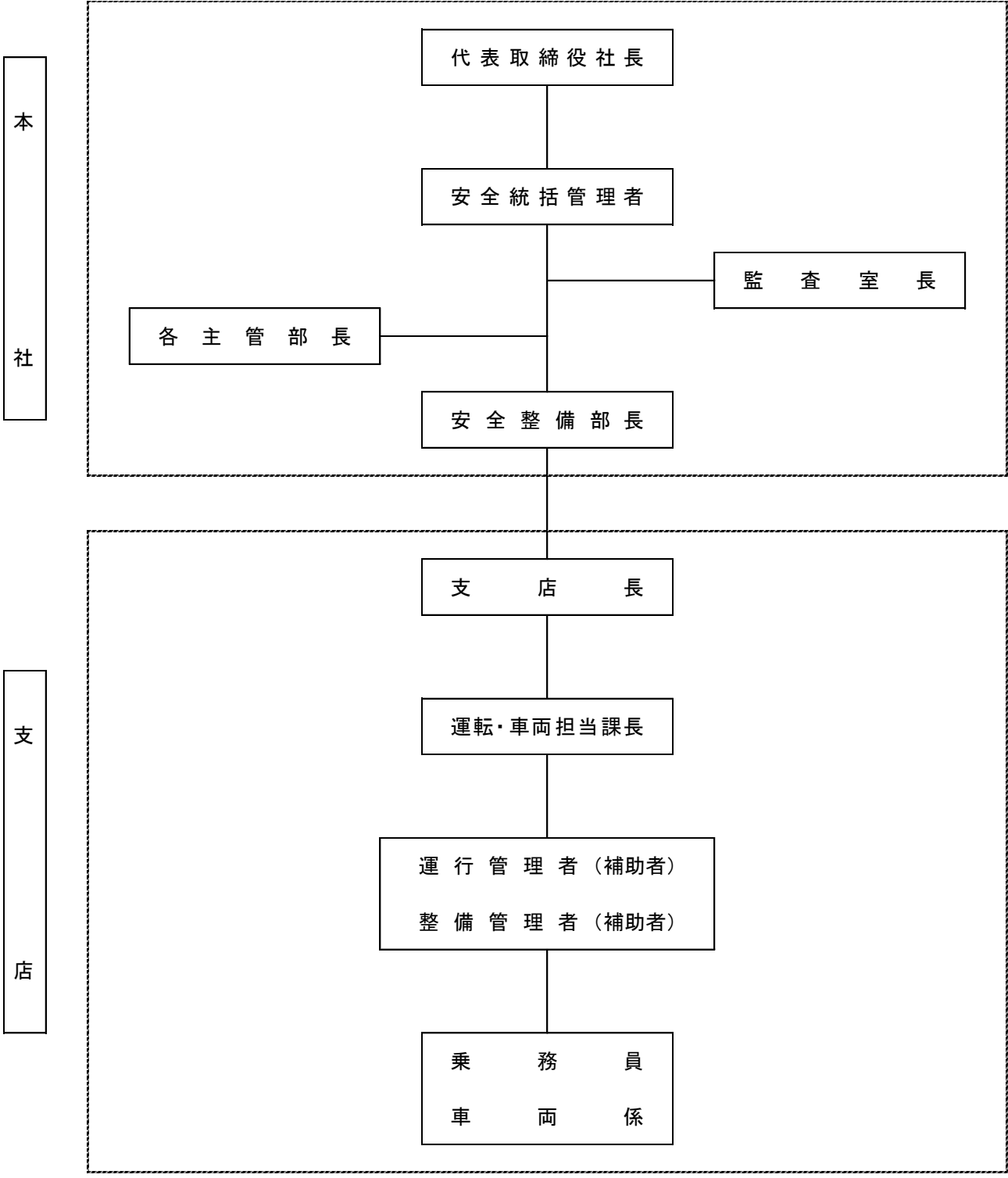
## 8 安全管理規程

「安全管理規程」は[こちら](#)です。

## 9 安全統括管理者

氏名 岡村 淳 弘  
役職 常務取締役

輸送の安全に関する情報の伝達体制



異常時対策本部組織図

